

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 地域における地震・津波等災害防災対策を着実に推進するため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。
- (2) 発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。
また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。
- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所の確保、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業の採択要件を緩和すること。
- (5) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
- (6) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (7) 火山防災対策について、広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

また、火山活動の常時監視・観測体制の強化及び情報の共有化を図るため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。

2. 台風・集中豪雨等の気象災害対策の推進について

- (1) 都市自治体が管理する河川の改修及び管理施設の整備、老朽化対策並びに内水対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。
- (2) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備を促進するとともに、老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進すること。
- (3) 大規模水害時において、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、都市自治体を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための仕組みを早期に整備すること。

3. 土砂災害対策の推進について

- (1) 激甚化する土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や危険箇所における基礎調査の促進など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に係る支援を充実すること。
また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

4. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 緊急防災・減災事業債については、防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう、対象事業を拡充したうえで継続的な措置を講じること。
- (2) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。
- (3) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充するとともに、防災ラジオ等による住民への情報伝達手段を引き続き確保するため、アナログ方式との併用期間を設けるなど柔軟な対

応を可能とすること。

また、住民等が迅速な避難行動に移れるよう、緊急速報メールの運用改善など、より効果的な情報伝達の仕組みを構築すること。

- (4) 帰宅困難者対策について、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方との連携強化に努めること。

- (2) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。

- (3) 平成28年熊本地震により被災した庁舎再建に係る一般単独災害復旧事業債等の償還及び据置期間の延長については、特定被災市町村に限定せず、柔軟に対応すること。

- (4) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。

また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

- (5) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。

- (6) 市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど財政措置の充実を図ること。

- (7) 災害援護資金貸付金制度については、償還免除事由の更なる拡大・償還期限の延長など、制度の見直しを行うこと。

また、償還事務に係る被災自治体への財政措置や災害援護資金の償還免

除対象を判断するための所得確認の仕組みを構築すること。

さらに、償還不能となった償還金について、国も応分の負担を行うこと。

- (8) 応急仮設住宅から恒久住宅等へ被災者が円滑に転居できるよう、地方公共団体が実施する取組に対して財政支援措置を講じること。
- (9) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、全国統一的な被災者支援システムを構築するとともに、導入に係る経費等に対して財政支援措置を講じること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 市町村の消防の広域化に関する基本指針の延長を行うとともに、県境等を超えた広域相互応援体制の整備が図られるよう必要な措置を講じること。
- (2) 消防救急デジタル無線の整備・維持管理、消防の広域化、消防庁舎の建替え、救急隊の増隊に係る経費、消防車両及び救助活動用資機材の整備、高速自動車国道における消防業務等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 常備消防及び救急業務等を含む消防に対する交付税措置については、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した措置とすること。
- (4) 消防団員の安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。また、道路交通法改正に伴い必要となる消防団員の準中型免許の取得に対して支援を行うこと。
- (5) 救急車の適正利用について、増加する救急出動件数に対処するため、啓発活動を推進するとともに、抜本的な解決に向け、総合的な検討を進めること。